平成22年度　第１回長野市消費生活協議会　会議録　（要旨）

１　日　　時　：　平成２２年８月２日（月）　午後１時３０分から午後３時３０分まで
２　場　　所　：　長野市職員会館　３階会議室
３　出 席 者　：　委　員
立　石　昌　広　委員　　吉　池　　章　委員
西　澤　芳　子　委員　　神　田　まさよ　委員
内　川　洋　子　委員　　山　岸　昭一郎　委員
石　森　英　一　委員　　松　沢　幸　江　委員
北　澤　義　幸　委員
事務局
生活部長　町　田　良　夫　　市民課長　小　林　克　巳
課長補佐　林　部　武　起　　消費生活センター所長　退　町　洋　三
消費生活センター係長　小　林　達　也
４　傍 聴 者　：　なし
５　議事項目　：　１　長野市消費者行政の近況について
２　消費生活講演会について
３　長野市消費生活あんしんサポーター（仮称）について
４　新年度事業の要望等について
６　会議の概要

≪協議事項１　長野市消費者行政の近況について≫

消費生活センター係長

（資料説明）

委員

４ページの社会福祉協議会の生活福祉資金について、期間と金利を教えて欲しい。

また、改正貸金業法の施行によって、ヤミ金が横行して自殺者の増加が懸念されている。確かに借りる側にも責任があるが、貸し手の脅迫的な取立てが問題となっており、そうした方を一時的に保護する手段はないか。

消費生活センター所長

詳しい内容は確認していないが、生活困窮者に対する貸し付けであるので、非常におおらかな制度となっている。

借金の相談については、消費生活センターが窓口になって整理の取次ぎを行っているが、ヤミ金の問題については、警察に専門の相談窓口があるので、そちらを案内している。自殺の問題は、保健所が相談の窓口となっている。

なお、消費生活センターでは、懸垂幕やチラシなどの媒体を用いて市民に対する周知に努め、庁内の関係部局と連携して相談の間口広げているが、まずは、ご本人が自ら相談に来ていただけることが必要だと考えている。

委員

テレビを見ていたら、お金に困りながら子供を育てている家族の生活に関する番組が流れていた。そのとき、こういったときにこそ消費生活センターに相談すればいいと感じた。

消費生活センター所長

消費生活センターにも、どこかお金を貸してくれるところはないかと相談がある。しかし、消費生活センターにも業務の限度があり、相談者にお金を貸すことはできない。また、警察のように取り締まることができないのも現状である。

緊急的な支援については、社会福祉協議会の資金の借り入れや、長期的な生計の維持のためには生活保護の制度もある。ただし、お金を借り入れる前に、現在の債務をどう片付けるかといったことが根本的な問題であることには変わりない。

委員

子供の就学支援については教育委員会にも施策があるようだが、やはり、相談をしていただかないと話が進まない。さまざまな情報を教えることを発信していくことが重要だと思う。

消費生活センター所長

６月 18 日に貸金業法が完全施行され、総量規制の導入により貸金業者から借りられなくなる人がヤミ金に走る人が増えるのではないかとの心配をしていたが、今のところそういった相談はきていない。

なお、本年４月に全国労働金庫協会が債務者を対象とした新たな融資制度を検討している記事が載ったが、地方の労働金庫では詳細な情報が把握していないとのことで、セーフティネットの制度の立ち上げにはもう少し時間がかかるようだ。

≪協議事項２　消費生活講演会について≫

消費生活センター係長

（資料説明）

議長

提案のとおり実施することに異議ないか。

（異議なし）

計画のとおり実施することと決定する。

≪協議事項３　長野市消費生活あんしんサポーター（仮称）について≫

消費生活センター係長

（資料説明）

委員

サポーターが地域で活動するためには、地区の住民自治協議会との協力が欠かせないと思うので、住民自治協議会とのつながりを取れるように考えて欲しい。

消費生活センター所長

地域との連携は重要であるので、サポーターの募集を呼びかけることから地域の住民自治協議会とも連携してまいりたいと考えている。

委員

こうした取り組みは非常に良いことと思うが、養成講座は何回を予定しているのか。

消費生活センター所長

１日２講座ずつ４日間行い、延べ８講座の開催を考えている。なお、勤めの方などにも考慮し、休日、夜間等も踏まえ、より大勢の方が参加しやすい日時を計画したいと考えている。

委員

サポーターの登録目標数はあるのか。

消費生活センター所長

当面 30 名程度と考えている。

委員

住民自治協議会の中で動きやすくするためには、住民自治協議会からの推薦のような形になるのか。

生活部長

まずは消費者行政に関心の深い方々に声がけをし、そうした方々から意見等をお聞きする中で、さらに中身を作っていくことが重要だと考えている。住民自治協議会もそうだが、例えば高齢者であれば老人クラブであるとか、高齢者の見守りとなると民生児童委員といったように、関わりのある方が大勢おられるので、これから各機関と協議して課題を探りながら、より実効性のある組織にしたい。

委員

これからは消費生活の問題も地域で助け合って、地域で動いていかないといけない時代になってきていると思う。そういったことから、住民自治協議会のなかに取り入れてもらえれば、個々に活動するより効果が期待できるのではないか。

生活部長

設置の目的にも「地域での消費者被害防止の取り組み」とあるので、市民の隅々まで情報が浸透するよう、より良い方法を見出していくことが必要である。ただ、こうした活動が住民自治協議会の中で二重構造的になることも懸念される。その辺はクリアしていかなければならないと思いますので、団体の皆様がより地域に密着して活動していくこともひとつの切り口になるのではないかと思う。

議長

提案のとおり実施することに異議ないか。

（異議なし）

計画のとおり実施することと決定する。

≪協議事項４　新年度事業の要望等について≫

消費生活センター係長

（資料説明）

委員

消費者行政活性化事業は、平成 21 年度から 23 年度に実施しており、長野県では２億 9,800 万円の基金を積み立てて、県あるいは市町村で活用している。しかし、長野県に限らず全国的に基金を使いきれないといった状況から、期間を延長できないかということを国に要望したところ、もう一年延長し 24 年度までとし、併せて基金の用途についても緩和された内容の回答があった。これからの取り組みとして、良いアイデアがあれば大いに活用いただきたい。

消費生活センター係長

これから、具体的な事業計画、予算計画に入るので、意見・要望につきましては、改めて提案いただきたい。

議長

いただいた意見・要望を踏まえ、新年度事業に盛り込んでいただくようお願いする。

（終了）